我が国の伝統や文化に関する教育の充実に係る調査研究委託要項

平成２９年３月１３日
初等中等教育局長決定

１　事業の趣旨

グローバル化する社会の中で世界と向き合うことが求められている我が国においては，自国や他国の言語や文化を理解し，日本人としての美徳やよさを生かし，グローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力の育成が求められている。

教育基本法や学校教育法において，我が国の伝統や文化に関する教育が重視されているとともに，中央教育審議会答申（平成２８年１２月２１日）においても，現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力として，「日本人として大切にしてきた文化を積極的に享受し，我が国の伝統や文化を語り継承していけるようにすること」などが重要であるとされている。

このため，国際社会で活躍する日本人の育成に向けて、我が国や郷土の伝統や文化についての理解を深める教育を推進し，その成果の普及を図る。

２　事業の委託内容

「１　事業の趣旨」を踏まえ，「３　事業の委託先」が，伝統や文化に関する教育の充実に係る実践的な取組（以下のｉ）～ⅲ)）を行うために必要な業務

ｉ）カリキュラムの開発，指導方法の工夫・改善に関する実践研究
ⅱ）教材，指導資料等の作成
ⅲ）教員研修プログラムの開発，研修資料等の作成

３　事業の委託先

都道府県教育委員会，市（区）町村教育委員会，国立大学法人，学校法人（以下，「教育委員会等」という）

４　事業の指定期間及び委託契約期間

事業の指定期間は，公募要領の定めるところにより複数年とすることができる。ただし，委託契約については年度ごとに締結することとし，委託契約期間は原則として，委託契約を締結した日から当該年度末までとする。

５　事業の実施

（１）事業実施

事業の委託を受けた教育委員会等（以下「受託団体」という。）は，文部科学省に提出し採択された各事業実施計画に基づき取組を行う。

また，受託団体は，各事業における具体的な内容の検討を行い，取組を実施する地域・学校を指定する場合にはその運営についての指導・助言等を行うほか，総合的に研究結果の分析等を行い，その成果や課題を今後の取組に活用することとする。

（２）連絡協議会の開催

文部科学省は，事業の推進に資するため，受託団体等による連絡協議会を開催することができる。

６　委託手続き

（１）事業の委託を受けることを希望する教育委員会等は，事業計画書（様式１）等を文部科学省に提出する。

（２）文部科学省は，選考委員会（文部科学省内に設置）において，教育委員会等が作成した事業計画書を審査した上で，受託団体を選定し，事業の実施を委託する。なお，選考委員会は必要に応じ，受託団体に対し，事業の推進に係る指導・助言等を行うことができる。

７　委託経費

（１）文部科学省は，予算の範囲内で当該事業の実施に必要な経費を委託費として支出する。委託費はその額の確定後，受託団体の請求により支払うものとする。ただし，受託団体が事業の完了前に必要な経費の支払いを受けようとし，文部科学省が必要と認める場合には，別途定める方法により，概算払いすることができる。

（２）契約締結及び支払いを行う場合には，国の契約締結及び支払いに関する規定の趣旨に従い，経費を効率的に執行すること。

（３）受託団体は，事業計画を変更しようとするときは，速やかに文部科学省に報告し，その指示を受けるものとする。ただし，計画書のうち経費のみを変更する場合で，事業費の総額に影響を及ぼさず，経費区分間で増減する額が総額の 20 ％を超えない場合については，この限りではない。

（４）委託費の収入及び支出に当たっては，他の経費と区分して帳簿を備え，領収書等関係書類を整理し，経理の状況を明らかにしておくものとし，事業を実施した翌年度から５年間保存する。

（５）文部科学省は，受託団体が委託要項若しくは委託契約書に違反したとき，実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき，又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは，委託契約を解除し，経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

８　再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下，「再委託」という。）することはできない。ただし，本事業のうち，再委託することが事業を実施する上で合理的であると認めるものについては，本事業の一部を再委託することができる。なお，再委託を受けた事業は第三者に委託（再々委託）することはできない。

９　事業完了（廃止等）の報告

（１）受託団体は，本事業が完了した（契約解除を含む）日から 30 日を経過した日，又は事業が完了した年度の末日のいずれか早い日までに，委託事業完了(廃止等)報告書（様式２）及び，支出を証する書類の写しを文部科学省に提出するものと

する。

（２）文部科学省は，事業の成果普及等のため，上記（１）で定める委託事業完了（廃止等）報告書のほか，事業における取組について事例の提供や，成果の報告等を求めることができる。

10　委託費の額の確定

（１）文部科学省は，上記９（１）により提出された委託事業完了（廃止等）報告書について，検査及び必要に応じて現地検査を行い，その内容が適正であると認めたときは，委託費の額を確定し，受託団体に対して通知するものとする。

（２）上記（１）の確定額は，事業に要した実決算額又は委託契約額のいずれか低い額とする。

11　その他

（１）文部科学省は，受託団体による本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは，必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。

（２）文部科学省は，委託業務の実施に当たり，受託団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに，その効果的な運営を図るために協力する。

（３）文部科学省は，必要に応じ，この実施事業及び経理処理状況について，実態調査を行うことができる。

（４）受託団体は，委託事業の遂行によって知り得た事項については，その秘密を保持しなければならないとともに，善良なる管理者の注意をもって取り扱う責任を負うものとする。

（５）本事業の実施に伴い発生した著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定するすべての権利を含む。）については，原則として文部科学省に帰属させるものとする。

（６）この要項に定めるもののほか，本事業の実施に当たり必要な事項については別に定める。